

東村山市公共施設再生計画検討協議会設置規則

(設置)

第1条 行政財産である東村山市の施設のうち、道路、橋りょう、下水道等のインフラ資産及びごみ集積所等の小規模な施設を除いた施設（以下「公共施設」という。）の再生に係る公共施設再生計画の策定に関し、必要な検討を行うため、東村山市公共施設再生計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において「再生」とは、公共施設のあり方について見直しを行い、市民ニーズに対応した公共施設の適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 公共施設の再生に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再生計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 市内において建築、設計等の業務に携わる市民
- (3) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、市長が必要に応じて招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 協議会に出席した委員及び前条の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、経営政策部施設再生計画担当において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年6月28日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。